

奈良県ニホンジカ 第二種特定鳥獣管理計画

第6次計画

始期：平成29年4月1日
終期：平成34年3月31日

平成29年4月

奈良県

計画履歴と内容及び施策等

平成10年度・11年度（1998年・1999年）

【施策等】

- ・計画策定のための、生息密度、被害状況、個体分析等の基礎調査の実施

平成12年（2000年）11月1日 奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画策定

【法律の制限の解除・緩和】

- ・区域を定め、メスを狩猟対象とする（以後、平成19年度（2007年度）まで継続）

平成14年（2002年）4月1日 奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第2次）策定

【施策等】

- ・大台ヶ原管理計画区域を本計画の地域計画として策定（環境省策定実施：以後、継続中）

平成19年（2007年）4月1日 奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第3次）策定

【法律の制限の解除・緩和】

- ・区域を定め、狩猟者1人1日当たりの捕獲数を1日3頭まで（オスは1頭以内）緩和（以後、平成21年度（2009年度）まで継続）

【施策等】

- ・狩猟免許取得促進の事業開始（以降、継続中）

平成20年（2008年）4月1日 奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第3次） 第1回変更

【法律の制限の解除・緩和】

- ・法改正によりメスの狩猟の禁止制限がなくなる

【施策等】

- ・計画見直しのための、基礎調査の実施（平成20年～21年：2008年～2009年）

平成20年（2008年）12月26日 奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第3次） 第2回変更

【法律の制限の解除・緩和】

- ・狩猟期間を11月15日～翌年2月15日であったものを同3月15日まで延長（以降、継続中）

平成21年度（2009年）

【施策等】

- ・狩猟によるメス個体の捕獲の助成事業（当該年度のみ）

平成22年（2010年）4月1日 奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第3次） 第3回変更

【法律の制限の解除・緩和】

- ・狩猟者1人1日当たりの捕獲数を1日3頭まで（オスは1頭以内）緩和した区域を奈良市（旧月ヶ瀬村、旧都祁村を除く）以外まで拡大（以降、継続中）
- ・区域を定めて、くくりわなの直径12cm制限を解除（以降、継続中）

【施策等】

- ・市町村の実施する有害捕獲に関して、メス捕獲の助成事業（以降、継続中）

平成23年度（2011年度）

【施策等】

- ・市町村が実施する有害捕獲に関して、大量捕獲ドロップネット購入の助成事業（当該年度のみ）

平成24年（2012年）4月1日 奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画（第4次）策定

【法律の制限の解除・緩和】

- ・狩猟者1人1日当たりの捕獲数制限を解除（銃のみオス1頭以内）（以降、継続中）

平成26年（2014年）

【施策等】

- ・ 効率的な捕獲を推進するため、ICT技術を利用した捕獲器の有効活用を市町村と共に実施
（以降、継続中）

平成27年（2015年）5月29日 奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第5次）策定
（改正法施行により第4次計画から移行）

【施策等】

- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施（当該年度のみ）

平成28年（2016年）

【施策等】

- ・ 森林被害緊急対策事業を実施（以降、継続中）

平成29年（2017年）4月1日 奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第6次）策定

奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画―第6次―

目次

1. 計画策定の目的及び背景	1
2. 管理すべき鳥獣	1
3. 計画の期間	1
4. 管理が行われるべき区域	2
5. 生息の現状	4
5-1 生息環境	4
5-2 生息動向及び捕獲状況	6
5-3 生息密度と推定生息頭数	12
5-4 食性	14
5-5 林業生産活動の状況	14
5-6 被害及び被害防除状況	16
5-7 その他	20
6. 管理の目標	22
6-1 各地区における管理の目標	22
6-2 目標を達成するための施策の基本的考え方	23
6-3 目標生息数及び捕獲数の設定	24
6-4 個体数管理の方法	27
7. 指定管理鳥獣等捕獲事業の実施に関する事項	29
8. その他管理を図るためのに必要な事項	29
8-1 生息環境の保護	29
8-2 生息環境の整備	29
8-3 被害対策(個体数管理以外)	29
8-4 モニタリング等の調査研究	29
8-5 計画の実施体制と合意形成	30
8-6 捕獲個体の利活用	30